

運動部活動に係る活動方針

愛媛県立宇和高等学校

1 適切な運営のための体制整備について

- (1) 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- (2) 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
 - ア 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
 - イ 校長は、上記の活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

ア 運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、個人の発達段階や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを積極的に活用して指導を行う。

3 活動時間について

- (1) 学期中は、一年間の平均でおおよそ週当たり2日以上 of 休養日を設けるように努める。(平日1日、週末1日程度を休養日とするように努める。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるように努める。
- (3) 1日の活動時間は、一年間の平均で、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うように努める。ただし、大会参加時や練習試合など特別な場合は除く。
- (4) その他特別な事情がある場合は、教頭・関係部顧問で審議の上、校長が決済する。

4 考査発表中及び考査期間中の活動について

- (1) 「特別練習許可願」を考査発表日の前日までに提出する。
- (2) 活動時間については、以下のとおりとする。
 - ア 考査発表中の6限授業日は、後片付け・着替え含めて午後5時まで活動を終了する。
 - イ 考査発表中の7限授業日は、後片付け・着替え含めて午後6時まで活動を終了する。
 - ウ 考査期間中の平日は、後片付け・着替え含めて午後1時30分まで活動を終了する。
 - エ 考査発表中・考査中の休日は、原則として午前8時～午後5時の間で実施し、準備・後片付け・着替え含めて2時間以内の活動とする。
- (3) その他特別な事情がある場合は、教頭・関係部顧問で審議の上、校長が決裁する。